

2月 確定申告が始まります

確定申告の期間、相談会場の開設時期等について

■平成29年分の申告期限と納期限

- ・所得税・贈与税…3月15日(木)
- ・個人事業者の消費税および地方消費税…4月2日(月)

■直方税務署では、確定申告相談会場を2月16日(金)から開設します

- ・受付時間…午前9時～午後4時

- 土・日曜日および祝日は休みです。
- 申告相談の受付は、原則として午後4時までとしていますが、受付終了間際は大変混雑する場合がありますので、お早目にご来場ください。
- 駐車場が狭く駐車できる台数が限られますので、申告相談にお越しの際には、公共交通機関等または周辺の有料駐車場等をご利用ください。

以前にe-Taxを利用した人は、税務署から送付される「確定申告のお知らせ」、「申告書等送信票(前年までの控え)」、「利用者識別番号等の通知」等に記載されている、16桁の利用者識別番号を持参してください(利用者識別番号とは、e-Taxを利用するために必要な番号です)。

■税務署に申告書等を提出する人

- ・申告書には確実にマイナンバーの記載をお願いします。

社会保障・税番号制度(マイナンバー制度)の導入に伴い、平成28年分以降の申告書にはマイナンバーの記載(申告者ご本人、控除対象配偶者、扶養親族および事業専従者)が義務付けられています。提出する際に、納税者本人の本人確認書類の提示または写しの添付が必要です。

■本人確認書類

- 例1…マイナンバーカード
- 例2…通知カード+運転免許証または公的医療保険の被保険者証等

※平成30年1月以降、一部の手続きについては、番号確認書類(通知カード等)の提示または写しの添付を省略することができます。詳しくは、国税庁ホームページをご確認ください。

■ネットでできます、確定申告

いつでも利用可能。確定申告期間中は、休日を含め24時間利用できます。国税庁ホームページ「確定申告書等作成コーナー」(自動計算機能付)を利用すると税務署に向くことなく、自宅等から確定申告ができます。

■申告書の提出方法

インターネットから送信(e-Tax)または印刷して郵送してください。

振替納税のご利用を

振替納税の制度をご存知ですか

この制度を利用すれば、金融機関の預貯金口座から振替によって失念することなく納税することができ、手間が少なく済みます。ぜひ、振替納税をご利用ください。

新たに振替納税を希望する人は、預貯金先の金融機関または所轄税務署に「預貯金口座振替依頼書」を提出してください。

なお、既に振替納税を利用している人で、転居等により申告書の提出先税務署が変更となった場合は、新たに振替納税の手続きが必要となります。

ごみ処分の処分は適正に

これからの季節は、進学や就職、転勤などで引越しが多くなります。引越しとなると、大量に出るのがごみ。その処分方法についてお知らせします。

自分で中継施設に持ち込む

引越して家庭から出るごみは、中継施設に自分で搬入することができます。

《もやせのび》

ところ…可燃物中継所(下新入1923-1)
(TEL 23-2977)

受付日時…月曜日～金曜日

午前8時30分～正午、午後1時～3時30分

※水曜日を除く祝日も実施

《もやせのび》

ところ…不燃物中継所(下境3912-1)
(TEL 23-0402)

受付日時…月曜日～金曜日

午前9時～正午、午後1時～3時30分

《料金》

各施設共通…10kgあたり150円(消費税別途)

※10kg未満でも150円(消費税別途)

搬入できないもの

●市では処理できないもの

※詳細はお問い合わせください。

市に依頼する

ごみ指定袋に収まらない粗大ごみの処分を市に依頼することができます。

※祝日についてはお問い合わせください。

※収集日・排出場所・処理料金等をお伝えします。

※1回につき5点程度でお願いします。

お問い合わせ…粗大ごみ受付センター

(TEL 26-7880)

業者に依頼する

ごみを一度にまとめて処分したい場合は、市から許可を受けた業者に依頼できます。なお、法令により許可を受けていない業者に収集運搬をさせることはできません。詳細は、各事業者へお問い合わせください。

許可事業者

業者名	所在地	電話番号
ニシゲン	下新入1924-1	22-5566
アオイ工業	感田632-8	26-4708
総合福祉会	頓野2474-1	24-5113

カラス対策にご協力ください

ごみステーション(ごみを出す場所)がカラス等の被害によりごみが散乱し、多くの人が迷惑しています。カラスにとつて、家庭から出される生ごみは「おいしいごちそう(エサ)」です。カラスは嗅覚ではなく「視覚」でエサを探しています。そのため、次の点がカラス対策のポイントです。

最も大切なのは、住民の皆さんがマナーを守ることです。次の具体例を参考に、地域をきれいにしましょう。

- 「ごみヨリール」を守る
指定袋の口をきちんと結んで、収集日の朝8時30分までに出しましょう。
- 中身を隠してごみを出す
生ごみは十分に水切りをし、新聞紙等で包んで出しましょう。
- 防鳥ネットを利用する
目の細かいネットでごみを覆い、風にあおられないよう、おもりをつけましょう。

※ネットは市では配布していません。ステーションにご用意してください。



問い合わせ…環境業務課庶務係 (TEL 26-4992)

問い合わせ…税務課市民税保険係 (TEL 25-2141)